

論点 1

目的・趣旨

- ・ 法律条文の第一条では、その目的・趣旨を規定しているものが多い。（通関業法は頻出）
- ・ 第一条は特に語群選択式で狙われやすいので、この機会にチェックしておこう。

法律名	第一条	条文内容
通関業法	目的	通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。
関税法	趣旨	関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。
関税定率法	趣旨	関税の税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。
関税暫定措置法	趣旨	国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税定率法及び関税法の暫定的特例を定めるものとする。
NACCS 法	目的	電子情報処理組織による税関手続その他の輸出入等に関連する手続の迅速かつ的確な処理に資する事項及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務の適正な運営を確保するために必要な措置を定めることにより、我が国の港湾及び空港における貨物の流通及び人の往来の円滑化を図り、もって我が国の産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。
コンテナ特例法	趣旨	コンテナに関する通関条約（コンテナ条約）及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約（国際道路運送条約））を実施するため、関税法、関税定率法及び消費税法の特例その他必要な事項を定めるものとする。
ATA 特例法	趣旨	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA 条約）を実施するため、関税法及び関税定率法の特例その他必要な事項を定めるものとする。
外国為替及び外国貿易法	目的	外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。